

第8号議案

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部改正等に伴い規定を整備する必要があり、及び長期休暇時の一時的な利用や需要増大時に対応するため専用区画の面積に係る基準を緩和したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、その面積要件を緩和し、児童を受け入れることができる。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。